

渋川市高齢者虐待防止ネットワーク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)第16条の規定に基づく関係機関等が連携し、地域における高齢者虐待防止のためのネットワーク(以下「ネットワーク」という。)の形成及びその運用を図り、高齢者が住み慣れた地域において安心した生活の確保に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、渋川市とする。

(関係機関)

第3条 ネットワークは、別表に掲げる関係機関等(以下「関係機関等」という。)をもって構成する。

(事業内容)

第4条 ネットワークは、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被虐待者の発見から介入、見守りサポートにいたるシステムの構築及び実践
- (2) 高齢者虐待の防止に関する地域社会への広報及び啓発活動
- (3) 高齢者虐待に関する情報交換及び研修
- (4) 高齢者虐待等を解決するために必要な活動
- (5) 前各号を推進するための関係機関等の連携

(代表者会議)

第5条 ネットワークの機能を円滑に推進させるため、関係機関等の代表者による会議(以下「代表者会議」という。)を設置する。

- 2 代表者会議に、会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、渋川市保健福祉部長の職にある者とする。
- 4 副会長は、渋川市保健福祉部副部長の職にある者とする。
- 5 会長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 代表者会議は、会長が招集し議長となる。
- 8 関係機関等の代表者は、やむを得ない事情により代表者会議に出席できないときは、その関係機関等のうちから代理の者を出席させることができる。
- 9 代表者会議は、必要があると認めるときは、関係機関等の代表者以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き又はその者から必要な資料の提出を求め

ることができる。

(実務者会議)

第6条 高齢者虐待が発生したとき又は虐待等の通告を受けたときは、迅速かつ適切に対処するため、必要に応じ関係機関等の実務者による実務者会議（以下「実務者会議」という。）を設置する。

2 実務者会議は、高齢者虐待に係る具体的な支援の内容等を検討するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 高齢者虐待の状況の把握及び問題点の確認に関すること。

(2) 高齢者虐待の被虐待者への支援の経過及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。

(3) 高齢者虐待に対する担当者の役割分担の決定及び共通認識の確保に関すること。

(4) 高齢者虐待に対する介入方法及び援助に関すること。

(5) その他、実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項。

3 実務者会議は、渋川市保健福祉部高齢対策課長が招集し議長となる。

4 招集にあたっては、虐待の内容により、招集する関係機関等を選定することができる。

(守秘義務)

第7条 代表者会議及び実務者会議の委員は、会議又は職務上知り得た個人の秘密に関する事項について、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 代表者会議及び実務者会議に関する庶務は、渋川市保健福祉部高齢対策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別 表（第3条関係）

関 係 機 関 等 の 名 称	
1	澁川市民生委員児童委員協議会
2	澁川市自治会連合会
3	澁川市在宅介護支援センター
4	澁川市ボランティア連絡協議会
5	澁川人権擁護委員協議会
6	澁川広域消防署
7	澁川警察署
8	澁川保健福祉事務所
9	群馬司法書士会
10	澁川市消費生活センター
11	澁川地区医師会
12	澁川地区歯科医師会
13	澁川地区薬剤師会
14	澁川市内居宅介護支援事業所
15	澁川市内居宅サービス事業所
16	地域密着型サービス事業所
17	澁川市内介護保険施設
18	澁川市社会福祉協議会
19	澁川市 保健福祉部長・保健福祉部副部長・高齢対策課長・地域包括支援センター所長・社会福祉課長・健康管理課長・各総合支所市民福祉課長